

◀リフォームの対象要件▶

補助事業	対象要件			
	以下の①～⑧に該当するリフォーム工事等 ただし、④～⑧については、①～③のいずれかと同時に行う場合のみ補助の対象 また、申請する補助額の合計が5万円以上のものに限る			
(C) リフォーム(戸別) (D) リフォーム(一括)	①開口部の断熱改修	ガラス交換 内窓設置 外窓交換 ドア交換	開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品は本事業のホームページで確認できます。	
	②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修		部位ごとに、対象製品である断熱材を一定量以上使用する断熱改修工事 ※補助対象製品は本事業のホームページで確認できます。	
	③エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム 高断熱浴槽 高効率給湯機 節水型トイレ 節湯水栓	1箇所/1住戸 補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品は本事業のホームページで確認できます。	
	④子育て対応改修	家事負担軽減に資する設備の設置	ビルトイン食器洗機 掃除しやすいレンジフード ビルトイン自動調理対応コンロ 浴室乾燥機 宅配ボックス	1箇所/1住戸* 補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品は本事業のホームページで確認できます。
		防犯性の向上に資する開口部の改修	外窓交換 ドア交換	開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品は本事業のホームページで確認できます。
		生活騒音への配慮に資する開口部の改修	ガラス交換 内窓設置 外窓交換 ドア交換	開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品は本事業のホームページで確認できます。
		キッチンセットの交換を伴う対面化改修	1箇所/1住戸	基準を満たさないキッチンセットを、基準を満たすキッチンセットに交換する対面化改修工事 ※基準は本事業のホームページで確認できます。
	⑤耐震改修		旧耐震基準により建築された住宅について、現行の耐震基準に適合させる工事	
	⑥バリアフリー改修	手すりの設置	1箇所/1住戸	便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上に1本以上の手すりを取り付ける工事
		段差解消		便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。)
廊下幅等の拡張		介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口のうち、いずれか1箇所以上の幅を拡張する工事		
ホームエレベーターの新設		戸建て住宅又は共同住宅の専有部分に新設する工事(交換は除く。)		
	衝撃緩和畳の設置		衝撃緩和畳を新設又は入れ替えにより設置する工事(4.5畳以上設置する場合に限る。)	
⑦空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置		補助対象製品を設置・交換する工事 ※補助対象製品は本事業のホームページで確認できます。		
⑧リフォーム瑕疵保険等への加入		補助対象となるリフォーム工事と併せて加入する、国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱うもの		

* リフォーム(一括)で宅配ボックスを共用として設置する場合は、設置するボックス数(20を上限とする)になります。